

「航空貨物に係る事前報告制度」の拡充に関するFAQについて

2019年7月

財務省関税局・税関

輸出入・港湾関連情報処理センター

1. 「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会等において出された質問及び回答

2019.7 現在

No.	質 問	関税局からの回答
1	郵便も今回の制度の対象となるのでしょうか。	国際郵便物については、物流形態が一般の航空貨物と異なるといった特殊性から、本制度の下では対象としていないところです。
2	SP(スモールパッケージ)貨物は対象となるのでしょうか。また、孫HAWBについては、報告の対象となるのでしょうか。	SP貨物についても、事前報告の対象となります。また、混載事業者が発行し、NACCSでの税関手続に使用する孫混載されたハウスマニフェスト情報（以下「孫HAWB」）についても報告が必要であることから、孫HAWBの報告にあたっては、積荷目録事前報告(HDM01)業務の入力項目表項番11「HAWB番号」には孫HAWB番号を、項番4「MAWB番号」には航空会社が発行するMAWB番号の入力をお願いいたします。
3	仮陸揚げ貨物は対象となるのでしょうか。	仮陸揚げ貨物は事前報告の対象となりますが、機移し貨物は、今回の事前報告の対象外となります。 なお、最初に仮陸揚げを行う空港(ご質問であれば関西空港)において事前報告が行われている場合であって、同空港から保税運送によって次空港に国内転送される貨物に関しては、次空港において報告義務はありません(仮陸揚げ後、外国貿易機で次空港に運送される場合は、報告が必要となります。)
4	機移し貨物は対象となるのでしょうか。	
5	関空で仮陸揚げし国内転送する場合、いずれの空港でも対象となるのでしょうか。	
6	混載事業者が直接ハウスマニフェスト情報を報告することはできるのでしょうか。	機長は、航空機に搭載されている貨物についての責任を有していることから、機長に対し報告義務を課していますが、実態としては機長行為の代行を行う航空会社から事前報告が行われることを基本としています。ただし、機長の代行者は必ずしも航空会社に限定されるものではありませんので、混載事業者が機長代行者として報告を行うことは可能です。
7	今回の事前報告制度の拡充においては、一義的には、SP事業者を含む着地側のフォワーダー自らがハウス情報をNACCSに登録をする枠組みではなく、機長行為の代行を行う航空会社からの報告を基本とする枠組みと理解しているが、この理解で問題はないでしょうか。	ご指摘の通り、今般の事前報告制度においては、機長行為の代行を行う航空会社からの報告を基本とする枠組みであり、混載事業者からの直接の報告はあくまで機長行為の代行としての選択肢の一つです。 他方、SP貨物の事前報告においては、膨大な数のハウス情報が必須であり、他の一般航空貨物とは異なる固有の事情があるものと承知しており、当方からもそうした実情を踏まえ、直接混載事業者への協力要請を行っておりますが、航空会社においても自らご説明を頂き、混載事業者からの直接の代行報告という選択肢も含め事業者間における協議を加速していただければ幸いと考えております。

1. 「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会等において出された質問及び回答

No.	質 問	関税局からの回答
8	弊社は混載業として、いわゆるSP貨物ではなく、一般混載貨物を取り扱っていますが、HDM01を行う必要はあるのでしょうか。	貴社は混載業ということですが、機長代行としてハウス情報を登録（HDM01）することは可能です。なお、この場合、NACCSの利用可能業種として【航空会社（機長代行）】を追加する変更契約をNACCSとの間で行っていただく必要があります。ただし、貴社が登録を行う場合は、事前に各航空会社様との間で、ハウス情報の報告方法に関して、調整を行っていただく必要があろうかと思えます。
9	NACCSで直接IATA電文を受け取ることができるのでしょうか。	
10	NACCSで受け取るIATA電文については、FWB、FHL、FFMとなるのでしょうか。	IATA Type-B電文をNACCSへ直接送信することは出来ませんが、海外からIATA Type-B電文について、航空通信回線を利用しNACCSに送信することは可能となっています。なお、航空通信回線を利用して報告を行う場合には、予め税関に対して「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」を提出する必要があります。（報告方法や事前申出書の提出方法・時期等については、税関HP又はNACCSセンターHPをご参照ください。）
11	航空通信回線を経由した報告や外地からの直接の報告を可能とすべきではないのでしょうか。	
12	マスターAWBとハウスマニフェスト情報のマッチングはどのように行うのでしょうか。	
13	ハウスマニフェスト情報に間違いがあった場合に誰にペナルティが課されるのでしょうか。	現行の事前報告制度と同様、機長(機長の行為の代行者含む。)が故意又は重大な過失により当該報告をせず、又は偽った報告をして入港した場合には罰則の適用対象となります。 なお、物流への影響には配慮したいと考えております。
14	報告内容に不備があった場合、罰則の適用はあるのでしょうか。	
15	報告内容に不備があった場合、後続業務が行えないのでしょうか。	
16	ハウスマニフェスト情報の精度を高めていく努力をすべきでないのでしょうか。	航空貨物の事前報告制度は既に各国で導入されており、導入の際には航空会社から顧客である混載事業者にも周知されているものと承知しております。今回の我が国における導入に際しても同様の対応をとっていただいておりますが、その際本ホームページ掲載の英語版コンテンツをご活用いただければ幸いです。
17	混載事業者への説明も必要です。	日本税関としてもこれまで混載事業者を対象とした説明会の機会を設けており、今後も周知に努めてまいります。

1. 「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会等において出された質問及び回答

No.	質 問	関税局からの回答
18	テロ関連物資など要注意貨物に該当した場合、航空会社としてどういった対応をとるのでしょうか。	<p>仮に、飛行中の旅客機に搭載された貨物中に不審物があるとの情報があつた場合には、税関において、情報の評価、必要なオペレーションについて判断を行います。具体的な対応については、ケースバイケースの判断にならざるを得ないところです。</p> <p>航空会社への連絡体制については、国土交通省が定める「国家民間航空保安プログラム」に基づき、日本に就航するすべての航空会社と航空保安体制が確立されており、確度の高い情報を入手した場合には、国土交通省航空局から航空会社に通知されることとなります。</p>
19	ハウスマニフェスト情報の報告に時間がかかるため、報告期限の後倒しができませんでしょうか。	ハウスマニフェスト情報につきましても可能な限り早期にご報告をいただき、当該情報についてテロのリスク分析への最大限の活用を図ってまいりたいと考えておりますところ、ご協力を賜りたいと考えております。
20	システム構築に当たっての財政支援は無いのでしょうか。	国費の投入については、困難であることについて、ご理解をいただきたいと考えております。
21	荷送人がRA事業者(特定航空運送代理店)である場合に何らか緩和措置が執られないのでしょうか。	<p>現在のところ、RA事業者の取扱い貨物について特別の取扱いをすることは考えておりません。</p> <p>なお、制度間の連携については、別途検討を行ってまいりたいと思っております。</p>
22	2019年3月17日(施行日)の、どの外国貿易機の積荷情報から報告項目の追加と電子的な報告を求められるのでしょうか。	<p>マスターAWB情報及びハウスマニフェスト情報については、NACCSのプログラムリリースが行われる2019年3月17日(日)午前5時以降に報告期限が到来する積荷情報について今般の拡充措置による報告の対象となります。このため、当該プログラムリリース以降において、マスターAWB情報における必須入力項目の変更とハウスマニフェスト情報の報告用の新規業務の利用等による報告が必要となります。なお、直前の出発空港から外国貿易機が入港しようとする税関空港までの航行時間を踏まえた報告期限は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入港する3時間前(航行時間が5時間以上の場合) ・入港する1時間前(航行時間が3時間以上5時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が3時間未満の場合)
23	ドキュメント(書類)については、事前報告の対象となるのでしょうか。	<p>ドキュメント貨物についても事前報告制度の対象となります。</p> <p>事前報告は積荷目録事前報告業務による報告を原則といたしますが、ドキュメント貨物に係る報告に限り、別途入港の3時間前等の報告期限までにNACCSの汎用申請業務(HYS業務)により、来年3月17日の施行後の関税法施行令第13条第3項第1号に規定された項目を充たす形での報告をいただくことも可能としています。</p>
24	「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」の提出期限を教えてください。	税関(空港監視窓口)に対して提出される際は、提出から設定反映までは10日程度(土日・祝日を除く)を要するので、あらかじめご留意ください。

1. 「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会等において出された質問及び回答

No.	質 問	関税局からの回答
25	事前申出書の「代表者の利用者コード」には具体的に何を記載すればいいのか。また、利用者コードは税関で払出しされるのか。	「代表者の利用者コード」には、航空通信回線を利用して事前報告を行う航空会社(機長代行者を含む)のNACCSの利用者コード(5桁)を記載してください。
26	「代表利用者の利用者コード」とは税関で払出して貰えるのか。	「代表利用者の利用者コード」欄にはNACCSセンターが付与する利用者コード(5桁)を記載いただくものであり、税関が付与することはありません。なお、現在、NACCSの利用者コードを持っていない場合は、NACCSセンターに申込みいただく必要があります。(ただし、申込み後、払出しまでには一定の日数を要しますので、ご注意ください。)
27	複数の空港に対する申出書を一つの空港税関の窓口に提出してもいいのか。	複数の空港を含む事前申出書を一つの空港税関窓口に提出いただくことは可能です。また、空港コードが他空港のみを対象とする事前申出書であっても、通常利用している空港税関窓口に提出いただくことも可能です。
28	情報のアップデートはどのように開示されるのでしょうか。	税関ホームページで随時アップデートさせていただきます。
29	報告対象となる貨物の搭載が無い場合、「NIL」としての報告を行う必要はありますか。	報告対象となる貨物が無い場合、税関への報告は不要です。
30	報告済み貨物に関して訂正が生じた場合、必ず訂正を行う必要はあるのでしょうか。	基本的な考え方としては、報告以降に追加、訂正が生じた場合は速やかに実施いただきたいと思います。なお、ACH業務が行われた以降は、事前報告情報の訂正等は不要とする運用としています。
31	制度概要における報告内容に「記号」、「番号」との記載がありますが、ADM01およびHDM01には、記号番号の項目がありません。どのように報告すればいいのでしょうか。	当該項目に関する報告は不要です。

1. 「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会等において出された質問及び回答

No.	質 問	関税局からの回答
32	システム障害等により事前報告が行えなかった場合、紙での提出が求められでしょうか？	事象が発生した際に個別に税関にご相談ください。なお、航空通信回線事業者の回線障害等により報告が出来ない場合は、国内利用者様が、netNACCS等を利用してADM01業務等或いは汎用申請（HYS）業務を利用して税関に報告することは可能となっています。
33	新たに積荷目録事前報告用として汎用申請業務が追加されているが、どのような時に利用するのでしょうか。	<p>新たに汎用申請業務として、以下の手続種別コードを追加致します。</p> <p>K61：積荷目録事前報告（ドキュメント貨物） →ドキュメント貨物について報告件数が大量となり個別業務での送信が困難な場合 K62：積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用） →自社システム障害時又は航空通信回線事業者の回線障害等の場合を想定していますが、あくまでも緊急避難的に利用頂く業務であり、利用に当たっては、事前に税関にご相談ください。</p>
34	航空機がダイバート等により緊急入港する場合、事前報告は必要でしょうか。	<p>着地予定空港の税関に事前報告を行った後に、台風等の気象事情によりダイバートする場合には、改めてダイバート先空港へ報告することは不要です。</p> <p>なお、緊急入港にはさまざまな場合が想定されるため、事前に全ての場合に対応する指針の提示は困難であることから、その他の事情が発生した場合には速やかに税関までご確認ください。</p>

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

1. 業務仕様関係

No.	質 問	回 答
1	ADM01で登録した情報を ACH11業務で呼出しが可能となる者は、ADM01を登録した利用者のみとなりますか。例えば、航空会社が登録したADM01情報をグランドハンドリング会社(以下「GHA」)がGHAの利用者コードで呼び出せますか。	ADM01業務で登録した情報をACH11業務で呼び出すことが可能な利用者は、ADM01業務を登録した利用者のみとなります。例えば、航空通信回線経由で登録されたADM01情報をACH11業務で呼び出す場合は、事前申出書で登録された代表利用者のみが可能となります。
2	入力されたHAWB番号に対する積荷目録事前報告情報(HDM01)が航空事前情報DBに既に存在する場合はどうなりますか。例えば、同一MAWBがスプリットした場合や、複数個が別航空会社(別MAWB)にまたがって搭載された場合等が想定されます。	同一のHAWB番号であっても、航空事前情報DB上は便名が異なりますので、それぞれの便名毎に積荷目録事前報告情報(HDM01)が登録されます。なお、同一の便に対して、同一のHAWB情報を登録した場合には、後から送信された情報がエラーとなります。
3	航空会社が、航空通信回線利用と国内受託者利用を併用した場合、同一の貨物に対して、航空通信回線経由と受託者の双方からHDM01業務の送信がなされるケースが想定されます。この場合は、正常処理となるのは先にNACCSに到達したHAWB情報であり、その後送信されたHAWB情報は受信されないのでしょうか。	同一ハウスについて航空通信回線と国内NACCS利用者双方からHDM01業務が実施された場合は、先にNACCSで受信/正常終了したハウス情報のみが登録されます。
4	ADM01業務の入力項目「共同運航表示」および「国籍」ですが、該当しなければ空白として問題ないでしょうか。	該当しなければ空白としていただいて問題ありません。当該項目は任意項目となっていますので、エラーとはなりません。ただし、現在も複数国で共同運航されているSK(スカンジナビア航空)様の便については国籍の入力を必須としております。
5	ADM01業務の入力項目「ULD表示」については、「AWB番号」欄でULDに該当しなければ、空白でよろしいでしょうか。	該当しない場合は空白にしてください問題ありません。
6	現在、ADM01業務とHDM01業務は航空会社の業務となっていますが、航空貨物代理店や混載業を追加する予定はありますか。	実施可能業種の拡大は予定していません。なお、航空貨物代理店様や混載業様が機長代行として入力することは可能ですが、その場合には、新たに「航空会社(機長代行)」としての利用者コードを取得いただく必要があります。

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

1. 業務仕様関係

No.	質 問	回 答
7	HDM01業務を送信し、入力項目の一部に誤りがあった場合、NACCS-EDI電文では業務自体(全件)がエラーになるかと思いますが、航空通信回線経由の送信されるEDIFACT電文の場合はどうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ NACCS-EDI電文の場合 ご認識のとおり、業務(最大20HAWBまで)単位でエラーとなります。 ・ 航空通信回線経由のEDIFACT電文の場合 エラーについては、HAWB単位に処理されますので、エラーとなったHAWB以外は正常に登録されます。なお、エラーとなった場合は、HAWB単位に事前申出書に代表利用者として登録された国内のNACCS利用者コードに対し「積荷目録事前報告未登録情報(ハウス)」が送信されます。
8	航空通信回線経由で送信した情報にエラーがあった場合、送信元(海外の航空会社)に対してその情報を通知して貰えるのでしょうか。	航空通信回線経由で送信した情報にエラーがあった場合は、送信元へ通知はされません。エラーについては、「事前申出書」において登録された代表利用者へ通知が行われます。
9	航空通信回線経由で送信し、入力条件に合致しない情報については、「積荷目録事前報告未登録情報」を事前申出書の代表利用者に出力するとありますが、具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。	入力項目で入力条件エラーが発生するケースは少ないものと考えられますが、具体的には、重量の入力で整数部と小数部の桁数が入力条件に合致しなかった場合等が想定されます。
10	事前報告情報については、ACH業務入力以降は訂正等を不要ということですが、ACH業務の実施に気づかずに訂正を行った場合には、エラーとなるのでしょうか。	ACH業務実施後に、例えば、CAM01業務で訂正を行ったとしてもシステムではチェックを行っていませんのでエラーとはなりません。
11	ADM01業務、HDM01業務で登録した情報は、ACH業務やHCH01情報との整合性チェックが行われるのでしょうか。また、仮にADM01業務で登録した情報に誤りがあった場合ACH業務等への影響はありますか。	ACH業務で登録された情報等とのチェックは行いません。従って、ACH業務及びHCH01業務については、これまでどおりの入力が可能です。
12	到着貨物チェック時に未搭載貨物 (ACH業務済)が判明した場合、CAW業務で当該貨物情報を削除しますが、CAM業務を利用して事前報告情報も削除するべきでしょうか。それとも、CAW業務のみで事前報告情報も削除されるでしょうか。	AWB情報訂正(CAW)業務で事前報告の情報も併せて削除されることはありません。事前報告の情報を削除する場合は、CAM01業務で削除いただくこととなります。なお、ACH業務後における事前報告情報の訂正・削除については、不要となります。
13	混載業が機長代行者となって報告を行う場合、1便に10MAWBがあるようなケースで、航空会社が9 MAWBを登録し、残りの1 MAWBを混載業が登録することは可能でしょうか。	同一便名に対して複数の利用者によるMAWBの報告(ADM01)は不可となっています。なお、ハウスマニフェストの報告(HDM01)については、同一便に対して複数の利用者が登録することは可能です。

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

1. 業務仕様関係

No.	質 問	回 答
14	HDM01業務において、仕向地が成田の場合、空港コードは「NRT」若しくは「TYO」のいずれでも入力可能でしょうか。	<p>成田に到着する場合は「NRT」としていただかないとエラーとなり登録できません。「TYO」を入力した場合、仕向地がNACCSに登録されていない旨のエラーが出力されます。</p> <p>NACCSで入力可能なコードは、以下のリンク先のコード表のIATAコードを参照ください。</p> <p>なお、同様の事例として、 新千歳空港については、CTSではなくSPK 羽田空港については、TYOではなくHND 関西国際空港については、OSAではなくKIX を入力する必要がありますのでご注意ください。</p> <p>国連LOCODE・IATAコード（国名コード含む） https://bbs.nacccenter.com/naccc/dfw/web/data/code/naccc/iatalocode.csv</p>

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

2. 業務運用関係

No.	質 問	回 答
1	航空通信回線経由での訂正・削除は不可との事ですが、こちらの取扱いに変更はないでしょうか。	航空通信回線経由での訂正等は不可となっていますので、国内側でご対応いただくこととなります。
2	航空貨物の事前報告情報の訂正等について、現在、旅客部門で取得しているNACCSの利用者コードを使用することは可能ですか。	旅客部門の利用者コードを利用して訂正等を行うことは可能です。ただし、旅客部門と貨物部門で物理的に離れているような場合(別の端末を利用する場合は)、新たに貨物部門用として利用者コード等を追加されたほうがよろしいかと思えます。
3	航空通信回線経由で送信された情報の訂正は NACCS へ直接入力ということですが、訂正をGHAに委託して行うことは可能でしょうか。	航空通信回線を利用して登録した情報の訂正については、事前申出書において代表利用者として登録を行った利用者(利用者コード)のみが実施可能となります。なお、GHA様への業務受委託の関係については、個別にGHA様とご相談ください。
4	弊社は2空港に乗り入れています、利用者コードを新たに取得する場合1つでよいのでしょうか。それとも空港ごとに必要ですか。	1つの利用者コードでも登録は可能であり、1の代表利用者が両空港における報告者になります。2空港の報告情報やエラー情報が1代表利用者へNACCS から送信されます。訂正の必要がある場合は、代表利用者のみが訂正可能であり、また、登録した報告情報を照会する場合も代表利用者が照会可能となります。 1つの利用者コードを2空港で利用することは可能ですが、上記の内容を踏まえ各空港で利用者コードを分けたほうが使い勝手がよい、という場合は空港ごとに取得することも可能となっています。
5	現在弊社では、NACCS端末を所有しておらず貨物情報の登録については、GHAに業務委託しています。しかし、今回の事前報告業務については、GHAから受託しないとされており、新たに航空通信回線経由で報告したいと考えていますが、どのように対応すればいいでしょうか。	航空通信回線事業者については、現在、SITA又はARINCのみとなっていますので、いずれかの者にご相談いただければと思います。また、航空通信回線を利用する場合は、事前に税関に対して「事前申出書」を提出いただく必要があります。
6	航空通信回線経由で送信された情報の訂正・削除をGHAが受託しない場合、航空会社がnetNACCSで直接行うことは可能でしょうか。	netNACCSをご利用であれば、NACCSパッケージソフトを利用することにより、訂正・削除等の入力を行うことは可能です。
7	ADMのみ自社システムを利用し、HDMについては、海外から航空通信回線経由で送信することを考えているのですが、可能でしょうか。	特段の問題はありません。なお、海外からハウスマニフェスト情報を送信する場合、Cargo-IMP電文のFHL情報のみではHDM01情報を作成することは出来ませんので、ご利用される航空通信回線事業者にご相談の上、必要なCargo-IMP電文を送信して頂く必要があります。
8	マスターが分割されて日本に輸送される場合、MAWB情報とHAWB情報は分割された便ごとに報告が必要となりますか。	マスターが分割されて輸送される場合は、分割された便ごとに報告が必要となります。便名部1(航空会社コード+フライト・ナンバー)が同一であっても便名2(日付部)が異なる場合は別便となりますので、便毎に報告が必要です。

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

2. 業務運用関係

No.	質 問	回 答
9	航空事前報告については、航空通信回線を利用する予定ですが、制度施行以降、正常に送信が行われたか確認を行いたいのですが、NACCSセンターに照会すればよろしいでしょうか。	NACCSセンターでは、正常送信等の結果についてお電話等での個別の照会に対応致しかねます。 航空通信回線を利用し、正常処理された場合には「積荷目録事前報告情報」が、エラーとなった場合は、「積荷目録事前報告未登録情報」が、事前申出書に記載の代表利用者宛てに出力されますので、そちらで確認ください。 または、全件が送信されたか等の確認については、「輸入便事前情報照会(AWB)(IAF11)」、「輸入便事前情報照会(ハウス)(IAF12)」業務等の照会業務でも確認することが可能となっています。
10	3月17日以降に新たに航空通信回線を利用して報告することを予定していますが、事前の接続確認試験等は可能でしょうか？	新たに航空通信回線を利用する場合に接続確認のための試験を行うことは可能ですが、試験を希望される場合に、事前にご利用予定の航空通信回線事業者との間で調整をいただき、調整後、航空通信回線事業者から弊社に連絡をいただくこととなります。
11	事前申出書を既に提出していますが、利用する航空通信回線事業者を変更したいと考えています。この場合、改めて事前申出書を税関に提出する必要がありますか。	ご利用になる航空通信回線事業者に変更が生じても、航空通信回線事業者のみの訂正のために事前申出書を再提出いただく必要はありません。

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

3. その他

No.	質 問	回 答
1	<p>新たに貨物部門用としてNACCSの利用者コードを取得する場合には、契約変更手続きが必要となりますか。また、利用者コード取得には、経費負担は発生しますか。</p>	<p>新たに利用者コードを取得する場合は、NSS(NACCSサポートシステム)を利用いただき、手続きを行ってください。手順方法が不明の場合は、NACCSセンターの利用契約事務課にご相談ください。なお、利用者コードの新規取得手続きに関しては、費用は発生しません。</p> <p>また、利用者コード取得後、実際にNACCSをご利用いただく場合の経費負担については、インターネット回線を使用するnetNACCSであれば、業務毎に定められている従量料金のみが課金される料金プランもあります。</p> <p>料金プランと登録日数の目安の案内ページは以下を参照ください。</p> <p>【料金プラン】 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/docs-iyaku/2014052100043/</p> <p>【利用者関連情報の登録スケジュールについて】 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/tetsuduki/schedule.html</p>
2	<p>netNACCSを利用するために航空会社(機長代行)の利用者コードを取得したいと考えていますが、手続きの方法を教えてください。</p>	<p>netNACCSを利用する場合の標準的な手続きは以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NSS(NACCSサポートシステム)の新規申込ページよりお申込みください。 URL: https://nss.nac6.naccc.jp/dfw/new/nssteapp/MA1001/EntryA1001W01R0001.do (入力方法のご案内) https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/tetsuduki/nss/shinki/shinki_net.pdf →上記資料に従って入力ください。入力時の留意点は以下のとおりです。 P.9 「netNACCSを利用する」にチェックをお願いします。 P.10 利用開始希望日： 利用開始希望日を記入 「新規に利用者コードを追加する」をクリック頂き システム区分：航空 シングルサインオン要否：否 業種：機長代行 処理方式：netNACCS 識別番号数：1 「設定するボタン」をクリック ※管理統計資料に関する項目はすべて「否」となります。 P.13 論理端末数(netNACCS) 1台 料金プランに関する項目：従量のみ P.15 料金に関する支払方法をご選択ください P.16 「申込内容を登録する」のボタンをクリックし、提出をお願いします。 <p>また、申込はシステム設定まで行うことで完了となります。</p> <p>上記はあくまでも標準的な例であり、ご不明な点がございましたら利用契約事務課にご相談ください。連絡先URL： https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/info/info.html</p>

2. NACCSセンターに寄せられた質問及び回答

3. その他

No.	質問	回答
3	事前報告業務の料金単価はどのようになるのでしょうか。	航空貨物の事前報告で新たに追加される業務については、基本的には呼出し業務や照会業務のみを課金対象といたします。詳しくはNACCS掲示板に掲載をご確認ください。 URL : https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00128391/20181121_riyouki_tei_besshi_taisyohyo-12.pdf
4	利用可能な航空通信回線事業者はSITA又はARINCしかないのでしょうか。	現時点で利用可能な航空通信回線事業者はSITA又はARINCのみとなっています。なお、他の航空通信回線事業者(サービスプロバイダ)から参加したいとする相談が寄せられていますので、今後、新たに追加する可能性はあります。
5	航空通信回線経由で送信する場合のアドレスを教えてくださいいただけますか。	送信に必要となるアドレスについては、利用される航空通信回線事業者に直接ご確認ください。
6	SITA又はARINCに相談したいが、連絡先を教えてくださいいただけますか。	両社の連絡先につきましては、NACCS掲示板に参考資料として掲載していますので、ご参照ください。 SITA社 URL : https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00126168/sita.pdf ARINC社 URL : https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00126151/arinc.pdf
7	海外の本社に対して、今般の制度について説明したいが、英文の資料等はあるのでしょうか。	英文資料については、以下に掲載していますので必要に応じてご利用ください。 税関ホームページ URL : http://www.customs.go.jp/news/news/advance_j/aci.htm NACCS掲示板 URL : https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/aci/index.html
8	航空通信回線を利用する場合に提出が必要となる、事前申出書はどこで入手可能でしょうか。また、英文も用意されていますでしょうか。	税関に提出する「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」については、以下のNACCS掲示板から入手可能です。(英文版も掲載しております) URL : https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/aci/index.html
10	航空通信回線を利用して報告を行った場合、エラーとなったAWBについては「積荷目録事前報告未登録情報」が出力されるとのことですが、どのように確認したらいいのでしょうか。	出力情報は事前申出書に記載されたNACCS利用者コード宛に出力されます。基本的には、NACCSパッケージソフトを起動し、電文取出しをしていただくことで受信電文の確認が可能です。
11	弊社は航空通信回線を利用して事前報告を行いますが、代表利用者に関してはGHAに依頼することを予定しています。この場合、事前申出書の提出についてもGHA様に行って貰うことは可能でしょうか。	事前申出書については、航空会社様又はGHA様のいずれからも提出可能となっています。従いまして、提出にあたっては、両者の間であらかじめ協議いただければと思います。

3. 問い合わせ先

本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問い合わせ下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)
ヘルプデスク
TEL : 0120-794550

「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」の制度等に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡下さい。



財務省関税局監視課
電話:03-3581-4111(5569)